



消費生活だより

令和7年4月号



こんにちは 岡山市消費生活センターです！
春の暖かな日差しが心地よい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、通信販売で「定期縛りなし」の商品を購入したところ、解約の連絡が必要な定期購入であった事例について紹介します。通信販売では規約等を最後までしっかりと確認しましょう。

【事例】

インターネットで、美容液が「定期縛りなし」のお得な価格で購入できるとの広告を見つけ、お試して注文した。届いた商品を使用していたところ、2回目の商品と共に高額な請求書が届いた。2回目は注文していないため販売店に連絡したところ、「定期コースの注文になっているため、規約に則った解約が必要である。2回目は支払ってもらう。」と言われてしまった。



「定期縛りなし」は回数縛りのない定期購入

【ひとことアドバイス】

- ★「定期縛りなし」とは、最低限購入する必要がある回数の指定（縛り）がなく、いつでも解約ができる定期購入という意味であり、解約が必要な場合がほとんどです。
- ★初回のお得な価格だけで解約する場合は定価との差額の支払いが必要である等、解約の条件が規約に定められていることが多いです。
- ★通信販売はクーリング・オフの規定がなく、規約に定められている解約や返品の内容に従うことになるので注意が必要です。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

